破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第５５５０号
東京都足立区西新井３丁目４―11―703
債務者　荒木　享子
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５６６号
千葉県君津市人見２丁目11―30
債務者　高橋　礎子
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５７１号
埼玉県所沢市大字松郷68―２―４―306
債務者　篠原　正基
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５７２号
神奈川県横浜市鶴見区駒岡４丁目24―34―201
債務者　田中　重光
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５８９号
東京都江戸川区北小岩６丁目40―５―301
債務者　佐藤　政志
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５９３号
東京都板橋区高島平２丁目33―１―1408
債務者　高野　義栄
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７６号
東京都昭島市緑町２丁目15番１―202号
債務者　佐藤　保男
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３７７号
東京都昭島市緑町２丁目15番１―202号
債務者　佐藤　裕美
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８６８号
横浜市旭区鶴ケ峰本町１丁目47番１―309号
債務者　福原　大介
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９０４号
横浜市神奈川区三ツ沢上町14番34号　フィルコート上町Ａ棟２号
債務者　カタオカ　カルロタ　デル　ロザリオ
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７７号
釧路市鳥取北３丁目５番15号
債務者　菅野　秀一
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２６号
石川県小松市末広町39番地　１―113号
債務者　橋本りつ子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月19日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第８１９号
岡山市南区浦安南町73番地13
債務者　玉岡　　晋
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３６号
岡山市南区築港栄町17番９号　築港栄町ハイツ102
債務者　江田　国雄
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８号
大分県豊後高田市呉崎1469番地３
債務者　竹丸　了児
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月27日午後１時15分
大分地方裁判所中津支部破産再生係